

## 条件付一般競争入札（工事）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人福島県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事について、公益財団法人福島県下水道公社会計規程（平成24年4月1日制定。）以下「規程」という。）第57条の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、対象工事とは、条件付一般競争入札により入札を行う工事をいう。

2 この要綱において、工事執行権者とは、対象工事を所掌する所長（公益財団法人福島県下水道公社事務局組織規程（平成24年4月1日制定。（以下「組織規程」という。）の別表第2による）をいう。

3 この要綱において、入札執行権者とは、対象工事の入札を行う総務部長（組織規程の別表第2による）をいう。

（対象工事）

第3条 対象工事は、公社が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち設計金額が250万円を超えるものとする。ただし、随意契約により契約を締結する工事は除くものとする。

（入札参加資格）

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

（1）福島県（以下「県」という。）が定めた「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成20年3月28日付け19財第7838号総務部長依命通達）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）県が定めた福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

（4）会社更正法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に県が定めた「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

（5）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けている者であること。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

（1）有資格業者名簿の格付等級

（2）本店又は営業所の所在地に関する事

（3）企業の同種又は類似工事の実績に関する事

（4）その他必要な事項

（入札参加資格の審議）

第5条 工事執行権者は、別記に定める【「格付要件」及び「地域要件」設定基準】に基づき入札参加資格を設定し、条件付一般競争入札参加資格条件設定調書(様式第1号)(以下「条件設定調書」という。)により公益財団法人福島県下水道公社入札参加条件等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を受けなければならない。

(入札の公告等)

第6条 条件付一般競争入札を執行するにあたっては、あらかじめ次に掲げる事項について、公社ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する方法及び所定の場所における閲覧の方法により公告するものとする。

(1) 入札に付する事項

- (ア) 工事番号
- (イ) 工事名
- (ウ) 工事場所
- (エ) 工事概要
- (オ) 完成期限
- (カ) その他

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (ア) 第4条の規定により定めた資格

(3) 入札参加手続等

- (ア) 設計図書閲覧の閲覧期間及び閲覧場所
- (イ) 設計図書等に対する質問及び回答

(4) 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

- (ア) 契約条項を示す場所
- (イ) 入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

(5) 入札等

- (ア) 入札書等の提出期日及び提出先(郵送先)
- (イ) 入札書等の提出について

(6) 開札等に関する事項

- (ア) 開札について
- (イ) 落札予定について
- (ウ) 入札結果の公表及び方法について

(7) 入札参加資格要件の審査に関する事項

- (ア) 落札候補者に対する通知
- (イ) 落札候補者の入札参加資格要件等の審査
- (ウ) 落札者の決定
- (エ) 入札参加不適合の通知

(8) 入札保証金及び契約保証金

- (ア) 入札保証金
- (イ) 契約保証金

(9) 入札の無効

(10) その他必要な事項

- (ア) 入札方法
- (イ) 契約書作成の要否
- (ウ) 入札参加者がいない場合

(エ) 契約の締結

(オ) その他

2 公告は、公告した日から入札書等の郵便局差出期限の日まで行うものとし、その期間は原則として17日(福島県の休日を含め、平成元年福島県条例第7号)第1条1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)以上とする。

ただし、予定価格が5千万円に満たない場合又は再度公告入札の場合は、5日を限度として短縮することができる。

3 設計図書閲覧は、福島県工事等請負契約約款、入札心得、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)を入札公告に示した方法により周知するものとする。また、設計図書等の周知に係る期間は、入札公告の日から入札書等の郵便局差出期限の日までとする。

4 郵便局差出期限の日まで提出する入札書等は、次に掲げるものとする。

①入札書

②入札金額に対応した入札金額の見積内訳書

③入札参加資格確認書類※

※別紙様式第2号に次の書類を添付し提出するものとする。

・福島県工事等請負有資格者名簿の写し

・総合評定値通知書の写し

・企業の同種又は類似工事の実績

(別紙様式第3号に契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターのコリンズ(工事实績検索システム)の写しを添付する。また、契約書の写しについては、発注者及び請負者の捺印がされたものとする。)

(設計図書等に関する質問等)

第7条 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書(様式第4号)(以下「質問書」という。)により受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して5日間(休日除く。)とするものとする。

ただし、前条第2項ただし書を適用する場合にあっては、公告の日から起算して4日間(休日を除く。)とするものとする。

2 前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書(様式第5号)(以下「回答書」という。)をホームページに掲載する方法により周知するものとする。この場合においては、質問書を併せて掲載するものとする。

3 前項の質問書及び回答書は、設計図書等と同様の方法により周知するものとする。

(現場説明)

第8条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、県が定めた福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。)第249条第1項第4号の規定により免除するものとする。

2 第23条の規定に基づく通知を受けた落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札公告及び入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の郵便入札)

第10条 条件付一般競争入札は、入札参加希望者が入札公告に基づき入札書等を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

2 入札参加希望者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、一般書留又は

簡易書留のいずれかの方法により公告に示す送付先に、公告に示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

3 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所及び開札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札参加希望者の商号又は名称、工事名、工事番号、工事箇所、開札日、担当者、担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)及び入札書等在中の旨を記載すること。

(入札書等の提出期日)

第11条 入札書等の提出期日は、別に定める場合を除き開札日の前日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。

(入札書等の保管)

第12条 入札参加希望者から入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 配達された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格がない者がした入札

(2) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 入札金額を訂正している入札

(5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(6) 第10条に規定する郵送方法によらない入札

(7) 公告で示した入札書の提出期日以外の日に到達した入札

(8) 明らかに不正によると認められる入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札

(2) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札

(条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第14条 入札執行権者は、開札の前に、中封筒に記載された事項を基に条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第6号)(以下「資格確認等一覧表」という。)を作成しなければならない。ただし、開札前に作成することができないときは、開札後に作成することができる。

2 前項の場合においては、いかなる理由があっても中封筒は開封してはならない。

3 入札執行権者は、入札が無効であること又は入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、すべての者を資格確認等一覧表に記入するものとする。

(開札)

第15条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 開札にあたっては、当該入札事務に関係のない1人以上の職員が立ち会うものとする。

4 入札執行者は、開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名を読み上げるものとする。

5 入札執行権者は、前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札までの入札金額及び入札参加者名を読み上げるものとする。

(落札候補者)

第16条 入札執行権者は、最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者(前条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。)(以下「落札候補者」という。)の入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補者の順位を読み上げるものとする。

3 前項のくじは、前条第3項の規定により当該入札の立会者となっている職員が行うものとする。

4 最低価格から第2番目の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、第2項及び第3項の規定に準じて順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第17条 入札執行権者は、落札候補者が決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、後日落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(第1順位の落札候補者に対する通知)

第18条 入札執行権者は、第1順位の落札候補者が開札に立ち会わないときは、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知するものとする。

2 落札者を決定する前において第1順位の落札候補者以外の入札参加者等から当該入札に関する問い合わせがあった場合は、開札場所において読み上げ、又は宣言した内容を回答して差し支えないものとする。

(入札参加資格の事後審査)

第19条 条件付一般競争入札は、入札後に最低価格入札者等から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。

2 落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。

3 前項の確認は、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、入札執行権者は、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。

4 第2項の確認は、開札日又は前項後段の通知の日から起算して5日以内(休日を除く。)に行わなければならない。

5 第16条第1項の落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第3順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者となった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第16条第2項から第4項まで、第18条第1項及び前項の規定を準用する。

(入札参加資格の確認の審議)

第20条 入札参加資格の確認について、企業の同種又は類似工事の実績を要件として定める場合にあっては、審査委員会の審議を受けなければならない。

(入札参加不適格の通知)

第21条 落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

- 2 前項の通知に不服のある落札候補者は、その理由について条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書(様式第8号)により説明を求めることができるものとする。
- 3 前項の規定による説明を求められたときは、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。
- 4 第2項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。
- 5 第3項に規定する回答をするに当たり、当該落札候補者に入札参加資格があると考えられる場合において、まだ落札者を決定していないときは、改めて第19条第1項及び第20条に規定する資格確認の経路を経た上で、入札参加資格不適合通知書を取り消す旨の通知及び落札者とする旨の通知を行うものとする。

(落札決定までに入札参加資格を失った場合)

第22条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

(落札者の決定)

第23条 落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

- 2 落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。
- 3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、ホームページへの当該入札結果の公表をもってこれに代える。
- 4 落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を資格確認等一覧表に記入しなければならない。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人福島県下水道公社条件付一般競争入札(工事)実施要領は廃止する。
- 3 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

## 別記

### 条件付一般競争入札に係る「格付要件」及び「地域要件」の設定について

発注業種における格付要件及び地域要件の設定については、別表【「格付要件」及び「地域要件」設定基準】のとおりとする。

なお、地域要件については、工事を発注する際に入札に参加する事業者の所在地(本店又は支店・営業所)により地域を限定する要件であるが、支店・営業所については、県内に本店を有する事業者の支店・営業所とする。

地域要件	事業所の所在地	
	本店	支店・営業所
隣接3管内	隣接3管内	-
	県内	隣接3管内
県内	県内	-
全国	県外・県内	-

#### [各センターに係る隣接3管内]

センター名	隣接3管内		
県北浄化センター	県中(※郡山、三春)	喜多方	相双
あだたら清流センター		会津若松	喜多方
県中浄化センター	県北	相双	いわき
大滝根水環境センター	県北	相双	いわき

管内とは、福島県土木部の各建設事務所の管内をいう。

各建設事務所については、県北建設事務所、県中建設事務所、県南建設事務所、会津若松建設事務所、喜多方建設事務所、南会津建設事務所、相双建設事務所、いわき建設事務所である。

※「郡山」とは・・・郡山市

「三春」とは・・・田村市及び田村郡内

別表

【「格付要件」及び「地域要件」設定基準】

※格付要件に係る等級、基準点数(県内については総合点、県外については客観点)については、有資格者名簿のとおりとする。

【機械設備工事】

格付要件	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	762点以上	○	○	○
	B	662点以上762点未満		○	○
	C	662点未満			○
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

【電気設備工事】

格付要件	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	955点以上	○	○	○
	B	655点以上955点未満		○	○
	C	655点未満			○
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

【通信設備工事】

格付要件	等級	基準点数	5千万円以上	1千万円以上5千万円未満	1千万円未満
	A	746点以上	○	○	○
	B	646点以上746点未満		○	○
	C	646点未満			○
地域要件	一般的な工事		全国	県内	
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		全国		

【上・下水道工事】

格付要件	等級	基準点数	1億円以上	3千万円以上1億円未満	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	724点以上	○	○	○	○
	B	624点以上724点未満		○	○	○
	C	524点以上624点未満			○	○
	D	524点未満				○
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内		
	既存の施設・設備と関連性の高い特殊な工事		県内	隣接3管内		

【造園工事】

格付要件	等級	基準点数	3千万円以上	1千万円以上3千万円未満	1千万円未満
	A	634点以上	○	○	○
	B	534点以上634点未満		○	○
	C	534点未満			○
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	

【暖冷房衛生設備工事】

格付要件	等級	基準点数	1千万円以上	5百万円以上1千万円未満	5百万円未満
	A	753点以上	○	○	○
	B	653点以上753点未満		○	○
	C	653点未満			○
地域要件	一般的な工事		県内	隣接3管内	



(条件付一般競争入札用)

# 入札書

※1

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札金額 円也

工事名

工事番号

工事箇所

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

(注) 入札書の年月日は、作成日又は郵便局窓口提出日とすること。

※2

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 入札等の権限を委任された者（支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。）が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

(条件付一般競争入札用)

## 入札書(記載例)

※1

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺
	¥	1	6	0	0	0	0	0	0	0

入札金額 円也

工事名 ○○○工事

工事番号 第○○-○-○○○号

工事箇所 福島市大町地内

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

(注) 入札書の年月日は、作成日又は郵便局窓口提出日とすること。

※2

住 所 福島県福島市○○町○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役 ○○○○ 印

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様

(※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。

(※2) 入札等の権限を委任された者(支店長や営業所長などでその委任関係を県に登録している者を指す。)が入札する場合には、当該委任された者の住所、名称等を記載し、押印すること。

# 入札書を無効とする申出書

- 1 工事名
- 2 工事番号

上記の入札に関して入札書等を提出していましたが、下記の工事の落札者（落札候補者）となったため、技術者を配置できなくなったことにより入札参加資格を満たさなくなりましたので、申し出ます。

記

発注者名

工事名

工事番号

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様



(条件付一般競争入札用)

### 見積内訳書(記載例)

					工 事 名	〇〇〇工事
					工 事 番 号	第〇〇-〇-〇〇〇号
					商号又は名称	〇〇建設株式会社
費目・工種・種別など	数 量	単 位	単 位	金 額	備 考(記載上注意すべき点)	
(例) 本工事費						
道路工						
切 土	10,000	m3	900	9,000,000	金抜設計書における種別レベルまでの工種について記載する。なお、種別レベル以下の細別等については、低入札価格調査や談合情報があった場合に提出を求めることがあるため、速やかに提出できるよう準備願います。	
盛 土	8,000	m3	1,500	12,000,000		
擁壁工	2,000	m2	7,000	14,000,000		
.						
直接工事費				100,000,000	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に分けて計上すること。 なお、値引き等については、記載しない。	
共通仮設費	1.0	式		10,000,000		
純工事費(直接工事費+共通仮設費)				110,000,000		
現場管理費	1.0	式		30,000,000		
工事原価(純工事費+現場管理費)				140,000,000		
一般管理費	1.0	式		20,000,000		
工事価格(工事原価+一般管理費)				160,000,000	工事価格は入札書の金額と一致させること。	

※ 見積内訳書の積算価格と入札書に記載する入札金額とは一致しなければならない。

※ 設計図書の工事費内訳表に単価、金額を記載した形式とするが、これと同等の項目が含まれる独自様式の提出も認める。

( ページ / ページ )

様式第1号

## 条件付一般競争入札参加資格条件設定内申書

令和 年 月 日

入札参加条件等審査委員会長 様

(工事執行権者)

印

このことについて、別紙条件付一般競争入札参加資格条件設定調書により、入札参加資格の設定について審議願いたく内申します。

記

- 1 工事番号 \_\_\_\_\_
- 2 工事名 \_\_\_\_\_
- 3 工期 \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 添付書類 条件付一般競争入札参加資格条件設定調書 \_\_\_\_\_ 部

条件付一般競争入札参加者資格条件設定調書

工事執行権者

---

工事番号		工事名	
発注種別等			
設計金額(税込:円)			
工事箇所			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
工事概要			
一般・特殊の区別	1 一般的な工事 ・ 2 特殊な工事		
特殊な工事の理由			

入札参加資格条件		
単 体 企 業	企業の同種又は 類似工事の実績	
	格付・等級	
	地域要件	
入札参加資格条件等審査委員会の意見		
1 上記の通り要件を設定する。 2 再度見直しを要する。		
3 その他 ( )		

様式第2号

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

令和 年 月 日

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
電話番号  
(作成担当者 )

年 月 日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、すべて事実と相違なく、かつ、地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないことを誓約します。

記

工事番号	
工事名	
送付する書類の件名	



企業の同種又は類似工事の実績

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工 事 名	工事	工事	工事	工事
発 注 者				
施 工 場 所				
契 約 金 額	百万円	百万円	百万円	百万円
工 期	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
工 事 の 概 要  ○一般土木等 (延長、幅員、 構造物形状、 工法等)				

【記入上の注意】 対象は国、都道府県、政令指定都市、市町村及び公団・公社等の特殊法人発注の工事とします。  
 工事単位に、最近の工事から順に記入し、4件を超える場合は別紙としてください。  
 工事の概要は要点を簡潔に記入してください。

様式第4号

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

工 事 番 号	第 号
工 事 名	質 問 事 項

様式第5号

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 年 月 日

公益財団法人福島県下水道公社理事長

工事番号	第 号
工事名	
質 問 事 項	
回 答 事 項	



様式第7号

条件付一般競争入札参加資格不適合通知書

令和 年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

公益財団法人福島県下水道公社理事長

先にあなたを落札候補者とし、入札参加資格を確認する旨通知しました下記の工事については、下記のとおり入札参加資格がないことを確認しましたので、お知らせします。

なお、この通知に不服があるときは、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、 年 月 日までにその旨を記載した書面を提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
工 事 番 号	
工 事 名	
入札参加資格がないと認められた理由	

様式第8号

条件付一般競争入札参加資格不適合通知に  
対する理由説明請求書

令和 年 月 日

公益財団法人福島県下水道公社理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号  
(作成担当者

印

記

工事番号	第 号
工事名	
理由の説明を求める理由	